

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-1
処分の種類	特定医療費の支給認定の取消			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第11条			
処分の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費の支給認定の取り消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>(1)難病の患者に対する医療等に関する法律第11条第1項</p> <p>一 支給認定を受けた患者が、第7条第1項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 支給認定患者等が、支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>三 支給認定患者等が、正当な理由がなく、第35条第1項又は第36条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>(2)難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第3条</p> <p>法第11条第1項第4号の政令で定めるときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者が法第6条第1項又は第10条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>			
基準の制定根拠	—			